

Ⅲ 共通事項

(Ⅰ) 融資主体型補助整備事業

第1 趣旨

要綱第2の3の(1)の融資主体型補助整備事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

なお、融資主体型補助整備事業は、要綱別表1のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの1、Ⅴ、Ⅵの1及びⅦの1並びに要綱別表3のⅠの1及びⅡの1の事業（以下「地区推進事業」という。）と一体的に実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 要綱別表5の事業実施主体の欄の9の生産局長が別に定める農業者の組織する団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。
- 2 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸（家畜排せつ物利活用施設については受益農家が3戸。以下同じ。）に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ることにより、5戸以上となるよう努めるものとする。
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならないものとする。
- 4 要綱別表5の事業実施主体の欄の10の生産局長が別に定める特認団体とは、以下のとおりとする。
 - (1) 要綱別表1のⅠの一般地区推進事業と一体的に実施する場合
農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者の有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
 - (2) 要綱別表1のⅢの地域作物支援地区推進事業と一体的に実施する場合
 - ア 民間企業
 - イ 事業協同組合
 - ウ 事業協同組合連合会
 - (3) 要綱別表1のⅤの地域バイオマス支援地区推進事業のうち地域バイオマス利活用推進事業と一体的に実施する場合
 - ア 都道府県
 - イ PFI事業者
 - ウ 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体

エ 第3セクター

(4) 要綱別表1のⅦの1の食肉等流通合理化地区推進事業と一体的に実施する場合

ア 事業協同組合

イ 事業協同組合連合会

ウ 特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人

エ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）の2の基準に適合するものに限る。）

第3 事業実施等の手続

1 整備事業計画の作成

(1) 要綱第5の1の(1)に基づく融資主体型補助整備事業の事業実施計画（以下「整備事業計画」という。）の作成及び申請は、別記様式第1号により行うものとする。

(2) 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 施行箇所及び設置場所の変更

エ 事業費又は事業量の3割を超える変更

オ 施設等の新設又は廃止

2 地方農政局長等の承認

(1) 地方農政局長等は、要綱別表5の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たし、一体的に実施する地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）の承認が見込まれる場合、整備事業実施計画の承認を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の承認をする場合には、財政法第34条の2の財務大臣の承認の後、事業実施主体に対し、別記様式第2号により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の承認の通知に当たっては、地区推進事業計画の承認と併せて、通知するものとする。

3 事業の着工

(1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着工するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第3号の入札結果報告・着工届により地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式第4号により、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) (2)のただし書により交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、

事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、事業に着工するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(2)のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第4 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況について、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに一体的に実施する地区推進事業の規定に定めるところにより行うものとする。

- 2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果

目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

- 4 地方農政局長等は、3の指導を行うに当たっては、事業において導入した施設等について、適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（次の（１）又は（２）に掲げる場合）に、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

（１）施設等の利用率又は作付率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

（２）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

第5 事業の評価

要綱第7に基づく事業の評価は、地区推進事業の規定に準じて行うものとする。

第6 補助率

- 1 要綱別表5の補助要件の欄の5の生産局長が別に定める基準等は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、前年度に当該品目の導入試験等の事前準備の取組を実施している場合にあっては、この限りではない。
- 2 要綱別表5の補助要件の欄の6の生産局長が別に定める事項は、別表1のとおりとする。

第7 事業の実施基準

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めない。
- 2 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 3 共同利用施設整備等の一般基準は以下のとおりとする。

（１）補助対象

補助対象とする共同利用施設等の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の定めるところによるものとする。

- （２）補助の対象とする共同利用施設等は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

また、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (3) 共同利用施設等の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及、高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

ただし、要綱別表1の一般地区推進事業においては、産地収益力向上協議会が策定する産地収益力向上プログラムにおいて、以下のアからウまでの取組が組み込まれている場合にあってはこの限りでない。

ア 麦、大豆、新規需要米等自給率向上戦略作物、その他都道府県知事の特認を受けた作物（主食用米を除く。）の増産に取り組む地域及び担い手が主体となった主食用米の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設又は集出荷貯蔵施設を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図る等産地収益力の向上に資する取組

イ 野菜、果樹又は花きを扱う集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の改修等を行い、有効活用することで、産地収益力の向上に資する取組

ウ 既存の荒茶加工施設、仕上茶加工施設の改修等を行い、有効活用することで、産地収益力の向上に資する取組

また、共同利用施設等の附帯施設のみの整備についても、補助の対象としないものとする。

- (4) 共同利用施設等の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備事業計画の作成に当たっては、アンケート調査等により農業者の共同利用施設等の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設等の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、共同利用施設等の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理・加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (5) 共同利用施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

- 4 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

- (2) 事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土地改良区に限るものとする。
- (3) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。
- (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (5) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

5 共同利用施設等の基準等

融資主体型補助整備事業の実施における共同利用施設等の基準等については別表3に掲げるとおりとする。

6 事業の対象地域

融資主体型補助整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

なお、要綱第2の1の(2)有機農業地区推進事業と一体的に整備する場合は、これらに加え、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域及び同第3項に規定する市街化調整区域とする。

ただし、要綱別表5の事業内容の欄の4の(1)から(4)までの施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

7 費用対効果分析

要綱別表5の補助要件の欄の4の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」を適用することにより費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

第8 その他

- 1 国から他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は本事業の補助の対象としない。

2 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 周辺環境への配慮

共同利用施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザ

イン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

4 環境と調和のとれた農業生産活動の推進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りでない。

5 配合飼料価格安定制度への加入促進

事業実施主体のうち配合飼料を購入し、畜産経営を行っている者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

6 この要領に定めるもののほか、融資主体型補助整備事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表 1

整備事業の実施における満たすべき事項

要綱別表 5 の補助要件の 6 の生産局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

事 項
1 当該整備に関し、融資機関との間で申請・協議等の手続きが開始されていること。
2 既存の施設・機械（以下「施設等」という。）の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等からみて妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めるとともに、償却費等を勘案し、適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家又は要綱別表 5 事業内容の 6 に取り組む場合において、有機農業者の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
9 投資効率（費用対効果）の算出プロセス及び根拠が適切であること。また、当該投資効率が1.0以上であること。
10 国庫補助分が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
11 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
12 附帯施設について、不要なものがないこと。
13 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
14 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
15 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設等の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
16 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
17 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費

が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格、支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）。
18 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
19 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
20 有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
21 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしていること又は認可等の見込みがあること。
22 施行方法の選択が適切になされていること。
23 入札の方法に関する知識を有していること。
24 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
25 地元関係者との合意形成が図られていること。
26 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 2

整備事業の実施における面積要件等

要綱別表 5 の補助要件の欄の 5 の生産局長が別に定める基準等は、次に掲げるとおりとする。

品目	面積要件	留意事項
稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の 2 分の 1 以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる a 又は b の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5 割以上の地区において次に掲げる a 又は b の要件を満たしていること。 a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の 3 分の 2 以上が 1 ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の 2 以上の主要作業を 3 ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね 5 割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
豆類		
大豆	20ヘクタール	
雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	

主要農作物種子		
稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	
麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
いも類	北海道：50ヘクタール （複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール） 都府県：25ヘクタール （複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）	
ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
かんしょ	50ヘクタール	
茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが	

	50ヘクタール ただし、事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が、指定地域の区域内にあること。	
こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実に見込まれること。
そば	5ヘクタール	
ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）	
葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
染料作物	5ヘクタール	

その他地域特産物	2ヘクタール	
蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
上記以外の果樹	3ヘクタール	
露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール	
施設野菜	5ヘクタール	
露地野菜	2ヘクタール	・都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地
施設野菜	5,000平方メートル	

		域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合とする。
露地花き	5ヘクタール	
施設花き	3ヘクタール	

中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

（ア）山村振興法（昭和40年法律64号）第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域

（イ）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

（ウ）離島振興法（昭和28年法律第72号。以下同じ。）第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

（エ）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

（オ）「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域とする。

品目	面積要件	留意事項
稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時に	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はbの要件を満たしていること

	において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
豆類		
大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること	
雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
主要農作物種子 (稲)	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	
ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
かんしょ	10ヘクタール	
茶	5ヘクタール	
てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第	

	109号) 第19条の指定地域をいう。) の区域内にあること。	
ばれいしょ	北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
かんしょ	5ヘクタール	
なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
染料作物	3ヘクタール	
果樹農業振興特別措置法施行令 (昭和36年政令第145号) 第2条に定める果樹	10ヘクタール	
上記以外の果樹	3ヘクタール	
露地野菜	5ヘクタール	
施設野菜	3ヘクタール	
露地野菜	2ヘクタール	・都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合とする。
施設野菜	5,000平方メートル	
露地花き	3ヘクタール	

施設花き	2ヘクタール	
------	--------	--

別表 3

整備事業の実施における共同利用施設の基準等

整備事業の実施における共同利用施設の基準等は以下のとおりとする。

整備事業名等	事業の内容		要件等
耕種作物小規模土地基盤整備			・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、全幅員が、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上のものとする。 なお、かんきつ産地を対象とする場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備			
園地改良			・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。

優良品種系統等の新植 ・改植・高接			・新植については、高度技術導入に関する取組に限るものとする。 ・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる①から⑥までに定めるところにより実施できるものとする。 ① 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施について、特に留意するものとする。 ② 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成22年7月12日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものであるものとする。なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。 ③ 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この

限りではない。

④ 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

⑤ 交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

⑥ 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

・茶の場合にあつては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる①から③までに定めるところにより実施できるものとする。

① 園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要と認められる場合について、特に留意するものとする。

② 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあつては、この限りではない。

			③ 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。 ・ 桑の場合にあつては、園地改良等と一体的に実施する場合の他、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする
	暗きょ施工		
	土壌土層改良		・ 浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等を実施できるものとする。 ・ 水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備			
	飼料作物作付条件整備	1	耕作道整備
		2	雑用水施設整備
		3	飼料生産ほ場整備
		4	牧草地及び飼料畑等造成整備
		5	排水施設等整備
		6	隔障物整備
	放牧利用条件整備	1	耕作・放牧道整備

		2	雑用水施設整備	
		3	隔障物整備	
		4	放牧地・放牧林地の整備	
		5	野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備。
		6	未利用地活用放牧拡大整備	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備。
	水田飼料作物作付条件整備	1	排水対策	
		2	土壌改良・診断	
		3	ほ場区画拡大	
		4	高収量草種・品種の導入	
		5	障害物除去	
	耕種作物共同利用施設整備			・温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）によるものとする。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常

			時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ご桑機、⑩自動毛羽取機
共同育苗施設	1	床土及び種もみ処理施設	
	2	播種プラント	
	3	出芽施設	
	4	接ぎ木装置	
	5	幼苗活着促進装置	
	6	緑化及び硬化温室	
	7	稚蚕共同飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
	8	特定蚕品種供給施設	
	9	1 から 8 までの 附帯施設	
乾燥調製施設	1	荷受施設	・稲、麦、大豆、雑豆、落花生及び地域特産物を対象とする場合に限る。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能
	2	乾燥施設	
	3	調製施設	

	4	出荷施設	力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 大豆及び雑豆・落花生についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。
	5	集排じん設備	
	6	処理加工施設（精米施設、もみがら処理加工施設を含む。）	
	7	1 から 6 までの附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設			稲、麦、大豆及び雑豆・落花生を対象とする場合に限る。 - 整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 - 大豆及び雑豆・落花生についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。
	1	荷受施設	既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
	2	一時貯留施設	
	3	乾燥施設	
	4	調製施設	
	5	貯蔵施設	

	6	均質化施設	
	7	出荷施設	
	8	集排じん設備	
	9	処 理 加 工 施 設 （もみがら処理 加工施設を含 む。）	
	10	1 から 9 までの 附帯施設	
農産物処理 加工施設	1	加工施設	・ 精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う設備及び施設とする。 ・ 荒茶加工機とは、荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした設備等、仕上茶加工機とは、仕上茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした設備等とする。
	2	荷受及び貯蔵施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	3	乾燥及び選別・調製施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。

	4	精選及び貯留施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	5	搬送施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	6	計量施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	7	出荷及び包装施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	8	残さ等処理施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	9	1 から 8 までの 附帯施設	
農産物直売 施設	1	直売施設	・ 主に事業実施地区内で生産された農畜産物等の販売に必要な施設をいうものとする。 ・ 直売施設と一体的に整備する場合に限り、内部設備として陳列棚、保冷設備及び P O S システムを整備できるものとする。 ・ 農産物自動販売機を整備できるものとする。 ・ 主に事業実施地区内の農業振興地域内で生産された農畜産物を販売するものについては、農業振興地域以外の地域においても整備することができるものとする。
	2	1 の附帯施設	・ 駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備に限る。
農産物交流 施設	1	交流施設	・ 主に事業実施地区内で生産された農畜産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。 なお、交流施設と一体的に整備する場

			合に限り、①内部設備として調理設備 ②備品類として机、椅子及び視聴覚機器を整備できるものとする。 ・交流施設を整備する場合は、直売施設の付属施設として直売施設と一体的に整備するものとする。
	2	1の附帯施設	・駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備に限る。
地域食材供給施設	1	食材供給施設	・主に事業実施地区内の農畜産物等を使用した料理を提供する施設をいうものとする。 ・消費者の動向等に対応して、事業実施地区内並びに農業振興地域及び生産緑地にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする。
	2	1の附帯施設	・駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備に限る。
集出荷貯蔵施設			・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・大豆及び雑豆・落花生についての処理能力は、年間100トン以上とする。た

		だし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。 ・なお、2から4及び7から9の施設については、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。
1	集出荷施設	
2	予冷施設	・1と一体的に整備するものとする。
3	貯蔵施設	・1と一体的に整備するものとする。 ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
4	選別、調製及び包装施設	・1と一体的に整備するものとする。 ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。
5	品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。 なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増

		設又は増強を計画中のものを含む。)との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。
6	穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる①品質向上物流合理化施設、②集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、③精米施設とする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、5の「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、10の附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 ① 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 ② 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 ③ 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がな

			されていること。 ④ 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
	7	農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく取引及び貯蔵のための施設とする。 ・交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントとし、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。
	8	青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。 ・契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。
	9	残さ等処理施設	・1と一体的に整備するものとする。
	10	1から9までの附帯施設	
産地管理施設	1	分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理（園地の地理的情報を含む。）もできるものとする。

			・農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
	2	1の附帯施設	
用土等供給施設	1	用土供給施設	・共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
	2	土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
	3	1及び2の附帯施設	
農作物被害防止施設	1	防霜施設	・1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 ・団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。 ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の

		意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 (a) 園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほか場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・さらに、防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が農作物被害防止施設の受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
2	防風施設	・1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合にあつては、おおむね1ヘクタール以上）とす

る。

ただし、ネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。

なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、生産技術高度化施設に準ずる共同利用を行うものとする。

- ・受電施設は含まないものとする。
- ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
- ・団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。

ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。

なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。

- ・前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

（a）道路のほか、水路、法面、水田等其他作物のほ場1枚により分断されていること。

（b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年

			次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が農作物被害防止施設の受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
	3	病虫害防除施設	害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
	4	1 から 3 までの 附帯施設	
農業廃棄物 処理施設	1	農業廃棄物処理 施設	
	2	農薬廃液処理施 設	養液栽培廃液処理施設を含むものとする。
	3	1 及び 2 の附帯	

		施設	
生産技術高度化施設	1	省エネルギーモデル温室	・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 ・設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。 ・共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。 ① 共同利用台帳を作成し、購入日、資材名、数量、価額、購入者等を明記する。 ② 栽培管理作業の共同化：育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行う。 ③ 資材の共同購入：肥料、農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入する。 ④ 共同出荷：出荷を共同で行う。 ⑤ 所有の明確化：当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 ⑥ 管理運営：当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

2	低コスト耐候性ハウス	・ 50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有するもの若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・ 必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・ 当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・ 事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・ 設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。 ・ 共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。 ① 共同利用台帳を作成し、出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記する。 ② 栽培管理作業の共同化：育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行う。 ③ 資材の共同購入：肥料、農業薬剤等
---	------------	--

		の資材のいずれかを共同で購入する。 ④ 共同出荷：出荷を共同で行う。 ⑤ 所有の明確化：当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 ⑥ 管理運営：当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
3	高度環境制御栽培施設	・ 野菜等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・ 整備後の施設は50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができ）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・ 必要に応じて、栽培用照明装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、自動炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除機、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備できるものとする。 ・ 空調施設とは、加温又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件制御可能な設備とする。 ・ スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産技術が既に広く普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・ 整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに

		生産物の販売先、販売単価及び採算性を精査し、経営として十分に成立する生産計画及び販売計画を策定していること。特に、販売計画に関しては、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約、覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。 高度環境制御栽培施設の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から未利用施設若しくは未利用又は自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあっては、農用地区域又は生産緑地地区以外にも設置できるものとする。
4	高度技術導入施設	- 施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設とする。 「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物内に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん

			水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、その他収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とし、その他の要件は高度環境制御栽培施設に準ずるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。
	5	栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫及び花粉検査用器具とする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
	6	株分施設	いぐさに限る。
	7	1 から 6 までの 附帯施設	
種子種苗生産関連施設	1	種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室（温室は隔離栽培用に限る。）、網室及びこれらに附帯する施設（温室

			及び網室にあっては、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、その他収穫、搬送及び調製装置。)を整備することができるものとする。 ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 ・野菜及び畑作物・地域特産物のうちいも類については、栄養繁殖性野菜（いも類も含む）と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗（ばれいしょ原原種を除く）、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
	2	種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置（恒温装置を含む。）、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器（情報管理機器、実験台及び電子天秤を含む。）を整備できるものとする。
有機物処理 ・利用施設	1	堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業（製糖業者を含む）、林業等

		から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・ 耕種農家、畜産農家、食品産業等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・ 堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・ 農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 ① 製造された堆肥は、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に規定する基準に適合するものとする。 ② 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。 （土壌1kgにつき亜鉛120mg以下とする。）
2	堆肥流通施設	・ 堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置

			されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
	3	堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
	4	1 から 3 までの 附帯施設	
畜産物共同利用施設整備			
	産地食肉センター		・当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであることとする。 ・当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。 ・当該施設を新設する場合にあつては、その 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 1,400 頭以上の規模であることとする。増設の場合にあつては、増設の結果 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 1,400 頭以上の規模となることとする。 ・当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれることとする。 ・食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であることとする。

1	けい留施設	・ 生体検査場所を含むものとする。
2	と畜解体・内臓 処理施設	・ と畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
3	懸肉施設	
4	冷蔵冷凍施設	・ 保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・ 全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあつては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であつて、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
5	部分肉加工施設	
6	輸送施設	
7	給排水施設	
8	安心安全モデル 施設	・ 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
9	その他の施設・ 設備	
10	副産物等処理施設	
11	衛生管理施設	・ 次の i 又は ii の基準に適合することとする。 - i と畜場法施行令、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について

			て」及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 ii 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
	12	環境保全施設	・ 污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有することとする。
	13	T S E 対応施設	
家畜市場			・ 家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画を定めている地域であることとする。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。 ・ 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数が、整備後においておおむね 5,000 頭（牛換算：馬 1 頭につき 1 頭、豚、めん羊又は山羊 1 頭につき 0.2 頭に換算。）以上確保されることが見込まれることとする。
	1	基本施設	

食鳥処理施設	2	環境対策施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有することとする。
	3	衛生対策施設	
	4	機能高度化施設	
			・ 新設する場合にあつては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であることとする。 ・ 増設の場合にあつては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となることとする。
	1	生体受入施設	
	2	放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
	3	冷蔵冷凍施設	・ 冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有することとする。
	4	食鳥肉加工施設	
	5	輸送施設	
	6	給排水施設	
	7	その他の施設・設備	

	8	副産物等処理施設	
	9	衛生管理施設	・ 次の i 又は ii の基準に適合すること。 - i 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 - ii 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
	10	環境保全施設	・ 污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設			・ 当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
	1	洗卵選別包装室	
	2	冷蔵庫室	
	3	冷凍庫室	
	4	殺菌装置	
	5	洗浄装置	
	6	貯蔵タンク	
	7	洗卵選別機	

	8	検卵装置	
	9	その他の設備	
家畜飼養管理施設	1	共同利用畜舎	・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであるものとする。
	2	共同利用フリーストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システムの実践 ・普及及びヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであるものとする。
	3	共同利用ミルキングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システムの実践 ・普及及びヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであるものとする。
	4	共同利用ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものであるに限る。
	5	放牧利用施設	
自給飼料関連施設	1	混合飼料調製・供給施設	

		2	混合飼料貯蔵・保管庫	
		3	飼料作物収穫調製貯蔵施設	
		4	単味飼料貯蔵施設	
		5	地域未利用資源調製貯蔵施設	
		6	家畜排せつ物処理施設	
		7	飼料生産・調製・保管施設	
		8	飼料給与設計用電算施設	1 と一体的に整備するものとする。
家畜排せつ物利用施設				
有機物処理・利用施設		1	堆肥化施設	・堆肥化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて発酵処理等を行うことにより、堆肥を製造する施設及び装置とする。
		2	メタン発酵施設	・メタン発酵施設は、家畜排せつ物等の有機物を嫌気性発酵により処理する施設及び装置とし、嫌気発酵処理物の二次的な処理に必要な場合については、他の有機物処理、利用等施設を一体的に整備できるものとする。
		3	焼却施設	・焼却施設は、家畜排せつ物等の有機物を焼却により処理・利用する鶏糞ボイラー等の施設及び装置とする。

		4	炭化施設	炭化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて炭化物を製造する施設及び装置とする。
		5	固形燃料化施設	固形燃料化施設は、家畜排せつ物等の有機物を固形燃料化する施設及び装置とする。
		6	液肥化施設	液肥化施設は、スラリー等の液状の有機物を発酵処理等により液肥化する施設及び装置又はスラリー等の液状の有機物を貯留する施設及び装置とする。
		7	浄化施設	浄化処理施設は、家畜の尿等の汚水进行处理し、浄化する施設及び装置とする。
	周辺施設	1	原料保管・調整施設	- 原料保管、調整施設は、水分調整等の原料保管や固液分離、予備乾燥等により、有機物処理、利用施設の処理原料となる有機物の水分調整等を行う施設及び装置とする。 - 有機物供給元から有機物処理、利用施設への効率的な有機物の供給を図るために必要な場合については、有機物供給元に設置することができるものとする。この場合において、その設置及び管理は、次に掲げる a から d までに基づき行うものとする。 - a 有機物処理、利用施設からの距離、有機物の移動量等を総合的に判断し、設置場所、設置数、施設規模等が有機物処理、利用施設の処理形態と均衡しているものでなければならないものとする。 - b 事業実施主体が所有するものでなければならないものとする。 - c 事業実施主体は、当該施設の貸付期間、利用料金、保守管理等及び施設機械管理上の規程を定め、この規程に基

		づき事業参加者に当該施設を貸与することができるものとする。 d 事業実施主体は、当該施設の管理が事業目的に沿って適切に管理運営され、有機物処理、利用施設と一体的かつ有効に利用されるよう事業参加者を指導するものとする。
2	原料受入・前処理施設	原料受入、前処理施設は、生ゴミ等地域の有機性資源を受け入れ、有機物処理、利用施設において家畜排せつ物等と一体的に処理するため、分別、粉碎等を行う施設及び装置とする。
3	製品保管・調整施設	- 製品保管、調整施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の利用及び出荷までの一時的な保管、利用及び出荷形態に合わせた加工、梱包、成分調整等を行う施設及び装置とする。 - 当該施設は、有機物処理、利用施設とは別に施設利用面における利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については1の(a)から(d)までに準じて行うものとする。
4	有機性資源敷料化施設	- 有機性資源敷料化施設は、木材くず、廃材、剪定枝、モミガラ等を粉碎し、畜舎の敷料及び有機物処理、利用施設において水分調整材として利用するために必要な施設及び装置とする。 - 当該施設は、材料及び生産された敷料等を一時保管するために必要な施設を一体的に整備し、利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については1のaからdまでに準じて行うものとする。
5	堆肥流通促進施設	堆肥流通促進施設は、有機物処理、利用

		設	施設において生産された製品の大型たい肥バッグ等による広域流通の促進を図るための施設、装置及び付属品とする。 ・なお、大型堆肥バッグの導入に当たっては、流通、保管等の段階において、導入された大型堆肥バッグの所在の確認が容易になされるよう、本事業で整備された旨の表示を行う等の工夫をするものとする。
		6 脱臭施設	・脱臭施設は、有機物処理、利用施設における有機物の処理の過程において発生する臭気を抑制するための施設及び装置であり、有機物処理、利用施設に設置するものとする。
		7 低環境負荷型施設	・低環境負荷型施設は、以下の a または b のいずれかとする。 - a 堆肥敷料利用施設 有機物処理、利用施設において生産された堆肥を畜舎の敷料等として利用するために必要な施設及び装置とする。 - b 浄化処理水リサイクル利用施設 浄化処理施設から排出される処理水を畜舎の洗浄水等として再利用するために必要な施設及び装置とする。
		8 エネルギー供給施設	・エネルギー供給施設は、有機物処理・利用施設の 1 から 7 までの施設において有機物の処理過程で発生するガス、熱若しくは燃料を活用して発電又は熱供給を行う施設及び装置とする。
国内産いもでん粉製造施設			
	でん粉製造施設	1 荷受設備	・高品質な国内産いもでん粉を製造するために必要な設備及び施設とする。 ・でん粉製造施設の整備に当たっては、衛

	2	製造設備	生管理の高度化を図るため、でん粉連続乾燥設備の導入又はでん粉乳貯留施設の屋内への設置を事業内容に含むこと若しくは既に前記と同等の改善が図られていることを条件とする。
	3	乾燥設備	
	4	貯蔵設備	
	5	出荷設備	
	6	1 から 5 までの付帯施設	
廃棄物有価物化施設	1	廃棄物有価物化施設	・でん粉製造過程で排出される未利用資源を肥料の原料等に有価物化する施設とする。
	2	1 の付帯施設	
有機農業共同利用施設整備			
技術支援施設	1	講習施設	・有機農業に関する講義・実習等に必要な研修室、実験・分析室等の施設
	2	宿泊施設	・有機農業に関する講義。実習等を受講する研修生の宿泊に必要な宿泊室、管理室等の施設
有機種苗生産施設	1	育苗温室	・基準等は、耕種作物共同利用施設整備のうち種子種苗生産関連施設に同じ。

	2	有機種苗貯蔵施設
	3	有機種苗調整・出荷用施設
	4	その他有機種苗の生産に必要な施設